

## お知らせ

### 150MHz帯デュアル方式簡易無線局の1の送信装置であることの確認手続について

表記について、全国陸上無線協会(以下RMK)の会員が製造・販売する150MHz帯デュアル方式簡易無線局に関し、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課長通達(別添参照)に定める1の送信装置としての取扱を受けるため、以下の手続を行うこととします。

つきましては、150MHz帯デュアル方式簡易無線局の製造・販売を行う会員各社におかれましては、以下の手続を了知の上、対応頂きますようよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 150MHz帯デュアル方式簡易無線局の製造・販売を行う会員は、当該取扱を受けようとする無線機の送信装置の系統図とともに、アナログ方式及びデジタル方式とも電力増幅部が共通であり、かつ、同時にアナログ方式とデジタル方式の電波を発射することができないこと及び記載様式例に示した必要事項を記載した文書をRMK本部事務局に提出する。(記載様式例参照)
- 2 RMK本部事務局は受領した文書等により、当該送信装置が1の送信装置であることを確認した後、移動通信課第1技術係長宛に上記1の文書等を送付する。
- 3 移動通信課は、当該送信装置について1の送信装置として取り扱う旨、RMK本部事務局に通知する。
- 4 RMK本部事務局は、移動通信課からの確認通知を受け、1の送信装置として確認された旨、当該会員に通知する。
- 5 移動通信課は、地方局あて当該送信装置は1の送信装置であると確認した旨通知する。

添付資料：(一社)全国陸上無線協会あて依頼文書(記載様式例)

150MHz帯の電波を使用する簡易無線局の送信装置の取り扱いについて(通達)

平成24年12月19日  
(一社)全国陸上無線協会  
企画調査部  
TEL03-3295-3301

(記載様式例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 全国陸上無線協会  
事務局長 あて

社名 (株)〇〇〇

(設計・製造の技術責任者) 役職・氏名 印

150MHz帯デュアル方式簡易無線局の送信装置の取扱いについて(依頼)

表記について、当社が製造・販売する下記の150MHz帯デュアル方式簡易無線局の送信装置については、添付の系統図に示すとおり、電力増幅部が共通であり、かつ、同時にアナログ方式とデジタル方式の電波を発射することができないものであります。

つきましては、1の送信機として取扱い頂くよう総務省総合通信基盤局電波部移動通信課との調整方よろしくお願いいたします。

記

1	製造社名	(株)〇〇〇
2	無線機の型式名称	△△△
3	デジタル変調方式 アナログ変調方式	4値FSK変調 周波数変調
4	技術基準適合証明番号等(注1)	デジタル XXXXXXXX アナログ XXXXXXXX
備考		

添付資料: △△△(無線機の型式名称を記載)送信機系統図(注2)

注1: 既に1の送信機として確認された無線機と同じ型式名称であるが、部品交換等により新たに技術基準適合証明等を取得した場合には、添付図面を省略できるとし、その旨備考欄に付記する。

注2: 送信装置系統図中において、アナログ方式及びデジタル方式の信号の流れが分かるよう色分けして示す。

連絡先: 部署名  
氏名  
TEL  
Email

お 知 ら せ  
平成 24 年 12 月 5 日

一般社団法人全国陸上無線協会  
事務局長 菊井 勉 殿

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課  
第一技術係長

150MHz 帯の電波を使用する簡易無線局の送信装置の取り扱いについて（お知らせ）

標記について、別紙のとおり通達を制定し、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）あて通知したのでお知らせします。

総合通信局長 殿  
(無線通信部)  
沖縄総合通信事務所長 殿  
(無線通信課)

総合通信基盤局  
電波部移動通信課長

150MHz 帯の電波を使用する簡易無線局の送信装置の取り扱いについて (通達)

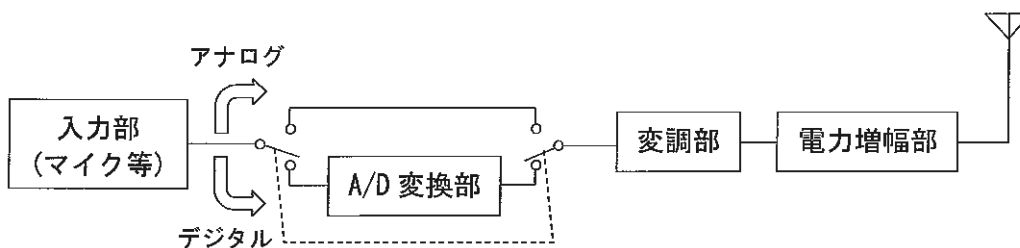
先般、電波法関係審査基準が改正され、150MHz 帯の電波を使用する簡易無線局においてもデジタル方式の運用が可能となったが、現在 150MHz 帯アナログ方式の簡易無線局を運用している免許人がデジタル方式への円滑な移行を図るために、アナログ方式とデジタル方式の両方の電波が発射可能なデュアルモードの送信装置の使用が要望されているところである。

については、アナログ方式とデジタル方式のデュアルモードの送信装置の取り扱いについては下記のとおりとするので、よろしく取り計らわれない。

記

- 1 アナログ方式とデジタル方式の電波が発射可能な簡易無線局の送信装置のうち、下図のような電力増幅部が共通であり、かつ、同時にアナログ方式とデジタル方式の電波を発射することができないものは変調方式に係わらず一の送信装置として取り扱うことができる。

(例：アナログ[FM変調]+デジタル[4値FSK変調])



- 2 一の送信装置として取り扱うことができる送信装置については、上記 1 に合致していることを送信装置系統図等から確認する必要があるため、別途、移動通信課から送付する一の送信装置として取り扱い可能な送信装置の型式等一覧を参照の上、事務処理されたい。

なお、地方局に対して型式等一覧以外の送信装置を使用する無線局免許申請等があった場合は、速やかに移動通信課あて相談すること。